

上田市立真田中学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月 策定

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針 (いじめの定義)

いじめとは、「生徒に対して当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係のある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、精神的な苦痛を感じているもの」をいう。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行われなければならない。

（平成18年度 文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

(基本理念)

いじめは、自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものである。いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命 又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。起こった場所は、学校の内外を問わない。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止と学校及び職員の責務)

生徒は、いじめを行ってはならない。学校及び職員は、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの未然防止のための取り組み ～教師側の意識～

(1) 「いじめは絶対に許さない姿勢」

<次の行為（例）はいじめである。>

- ・係や委員会決めの際に、誰もが避けたい係などに立場の弱い子を推薦して多数決で決める。（自分がならなければいい。自分以外なら誰でもいい。）
- ・ふざけて同じ生徒にいつも接触していく。（対象生徒を選択する。）
- ・「平等を理由にして、特別支援学級の生徒にも厳しい態度で接する。」
（できないとわかっているの押しつけ、対象生徒を選択する。）

※このような場合、本人も含め、ほとんどの生徒が「いじめ」の意識とまではいかなくとも、「よいことではない」と感じているはずである。それは教師も同じで、

「いじめである」と認識していることが多い。ところが「推薦で決まったのだから」とか、「またふざけているに違いない。」などと教師自身が気づかないふりをして、建前論に逃げてしまうと、その瞬間に子どもたちもその現実を見ようとしなくなる。その結果、クラス内にいじめが蔓延し始める。教師自身が「いじめ」を許してしまった結果である。

(2) 「いじめの解決を焦らないこと」

いじめの訴えがあったときに、まず、教師がすべきことは、いじめられている生徒の安全を守ることである。拙速にいじめの解決を図ると、逆効果でいじめがエスカレートすることも多い。下にしたように、教室にいる時間を増やし、いじめられた生徒の話 をじっくり聞くところから始めていく。

(3) 「教室にできる限りいること」

朝部活がない日の始業前、給食前後、放課後など、できるだけ生徒たちと ごく普通の話ができる時間の確保に努める。

(4) 「生徒の活動場所に必ずいる（いるだけで指導になる）こと」

清掃場所には必ず出向き、師弟同行する。給食指導の場所にも必ずいる。特に指導することがなくても、「先生が見ていてくれる。」と考える生徒には安心感が生まれ、逆に「先生に見られている」と考える生徒には、緊張感が生まれる。特に、生徒とゆっくり関わられる配膳時を活用する。

(5) 「授業の改善、道徳・人権教育、校内研修の充実」

学級をベースにした毎日の授業の中で、人権感覚の醸成を図っていく。

3 いじめの早期発見・早期対応について

(1) いじめのアンケート（学期に1回、アンケートを実施する。）

(2) 生徒相談日に個別面談（1学期・2学期に1回ずつ実施する。）

(3) いじめの早期対応ポイント

○いじめられている生徒には、

- ・受容 → つらさや悔しさを十分に受け止める。（傾聴の姿勢）
- ・安心 → 具体的な支援内容を示す。（教師は絶対的な味方）
- ・自信 → 良い点を認め励まし、自信を与える。
- ・回復 → 人間関係の確立を目指す。（交友関係の醸成）
- ・成長 → 自己理解を深め、改善点を克服する。（自立の支援）

○いじめられている生徒の保護者には、

- ・いじめの事実を正確に伝える。
- ・学校はいじめられている生徒を守る、という姿勢を示す。
- ・信頼関係を構築する。 → 不用意な発言はしない。
- ・家庭との連絡を密にとる。 → 被害者の保護、加害者の指導、学級の人間関係の改善、加害者の保護者への協力依頼。
- ・被害者の保護者に、具体的な取組をきちんと伝えて、理解を得る。

○いじめている生徒には、

- ・確認 → いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
(はっきり確認がとれるまでは、頭ごなしに決めつけない)

- ・傾聴 → 不満・不安等の訴えを十分に聞く。（受容的態度）
- ・内省 → いじめられている生徒のつらさに気づかせる。
（いじめは絶対にいけないことの指導）
- ・処遇 → 課題解決のための援助を行う。
（いじめのエネルギーの善用を図る）
- ・回復 → 役割体験等を通じて所属感を高める。（成長への信頼）

○いじめている生徒の保護者には、

- ・事実を正確に伝える。
- ・保護者の心情を理解する。（怒り・情けなさ・自責の念・今後への不安など）
- ・具体的な助言を与え、子どもの立ち直りを目指して協力してもらう。

○学級には、

- ・具体的事実に基づいて話し合う。（当事者の領海・配慮）
- ・いじめられた生徒に共感させ、いじめた生徒も学級集団に情緒的に取り込むようにする。
- ・傍観等の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。
- ・いじめの行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、友情を基盤とする学級を目指す。
- ・意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。
- ・連帯感の育成、人間関係づくり（自己存在感）

○関係機関との連携は、

- ・校内いじめ防止対策委員会を中心に、教育委員会の指導を受ける。
- ・学校・家庭・関係機関（相談機関・警察等）との連携を日頃から図っておき学校内外の相談窓口の周知を図る。いじめ問題への対応及び緊急体制について、全教職員で確認をしておく。

4 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

別表参照

5 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、生徒がいじめを行っている場合で教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。

6 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大な事態が発生した旨を上田市教育委員会・長野県教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 学校評価に対する留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること。

別表

